

別紙 1

利用料金及び居宅介護支援費

令和 6 年 4 月より、下記の通り介護報酬改定がありました。

※要介護認定を受けられた方は介護保険から全額支給されますので自己負担はありません。

居宅介護支援費（Ⅰ1）※当事業所の介護支援専門員 1 人当たりの標準（1 単位 10 円）

<取扱い件数が 45 件未満>	改定前	改定後
要介護 1.2	1,076 単位	1,086 単位
要介護 3.4.5	1,398 単位	1,411 単位

居宅介護支援費（Ⅰ2）

<取扱件数が 45 件以上 60 件未満>	改定前	改定後
要介護 1.2	539 単位	544 単位
要介護 3.4.5	698 単位	704 単位

居宅介護支援費（Ⅰ3）

<取扱件数が 60 件以上>	改定前	改定後
要介護 1.2	423 単位	326 単位
要介護 3.4.5	418 単位	422 単位

※以下の記載事項に該当する場合には、居宅介護支援費に加算して請求致します。

○特定事業所加算（Ⅰ） 519 単位 特定事業所加算（Ⅱ） 421 単位

特定事業所加算（Ⅲ） 323 単位

特定事業所加算（A） 114 単位

○初回加算（300 単位）

- ・新規に居宅サービス計画を作成する場合
- ・要支援者が要介護認定を受けた場合
- ・要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合

○入院時情報連携加算（Ⅰ 250 単位 Ⅱ 200 単位）

- ・病院等に入院するに当たり、病院職員に対して必要な情報を提供した場合

○退院・退所加算（Ⅰイ 450 単位 Ⅰロ 600 単位 Ⅱイ 600 単位 Ⅱロ 750 単位 Ⅲ
900 単位）

- ・退院又は退所に当って、病院等の職員と面談又はカンファレンスにより、利用者に関する必要な情報の提供を受けた場合

○通院時情報連携加算（50 単位）

- ・利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合

○ターミナルケアマネジメント加算（400 単位）

- ・在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者を提供した場合

○緊急時等居宅カンファレンス加算（200 単位）

- ・病院等の求めにより病院等の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

○特定事業所集中減算（1 月につき 200 単位減算）

- ・正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中した場合
(指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)

○運営基準減算（基本単位数の 50%に減算）

- ・適正な居宅介護支援が提供できていない場合

令和 6 年 4 月改定

上記の通り、介護報酬改定変更について書面で説明しました。

熊本回生会病院居宅介護支援センター 説明者：

上記変更事項を書面により説明を受けました。

令和 年 月 日

御利用者様 住所：

氏名：

代理人 住所：

氏名：